

役場本庁などの感染予防対策

施設名称	利用条件	問い合わせ先
役場本庁の一般貸出し フォーラム棟 議会棟 屋久島ホール 議会棟 第1委員会室・第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の方が来場するイベントや講演会などを目的とした会場使用は利用中止。（当面の間） ・少人数など「3密」を回避できる利用は感染防止対策を行なった上で利用可能。 ※ただし、感染が拡大する場合など、状況が変化した場合は、自粛要請や貸出中止を行うことがあります。 	役場 政策推進課 財産管理係 TEL (0997) 43-5900